

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月から同年8月までの期間、同年10月及び平成3年3月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から同年8月まで
② 昭和54年10月
③ 昭和59年12月から61年3月まで
④ 平成3年3月から4年1月まで

申立期間①及び②は、毎月、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間③は、未加入となっているが、ずいぶん過ぎてから未納分を親からお金を工面して、まとめて納付した。まとめて納付したのは2回あり、1回目は約20万円から30万円、2回目は10万円前後だったと思う。

申立期間④は、夫の扶養から外れていたため、国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、毎月、保険料を納付していたはずである。

保険料はずっと納付していたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は昭和44年4月に任意加入被保険者として資格を取得し、54年11月に資格を喪失するまでの127か月のうち、申立期間①及び②（4か月）を除いて国民年金保険料を完納しており、申立人は、当時、国民年金に対する納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は会社員であり、申立期間①及び②のころは生活

状態にも変化は無いとしていることから、申立期間①及び②の保険料を納付したと考えるのが自然である上、未納となっていた場合、昭和55年度に過年度保険料の納付書が送付されることになるが、申立人も昭和54年11月以降、約5年間会社に勤務しており、申立人自身が保険料を納付することも可能であったとみられることから、4か月間の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、A市では、昭和54年度の保険料については、四半期ごとに3か月分の月別納付書を送付する方式となっており、期の保険料の収納に当たっては、納付書の前の月から充当して行くのが基本であることから、少なくとも昭和54年7月及び8月の保険料については、2期の最後の月の9月分が納付されていながら前の2か月が未納となっており、不自然な納付記録となっている。

- 2 申立期間③の直後の昭和61年4月から平成3年2月までの期間については、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書（平成9年3月提出）により、9年6月に第3号被保険者期間として変更処理されていることが確認でき、申立人は保険料の還付も受けていないことから、当該期間は、同年3月まで未加入となっていたものとみられる。第3号被保険者制度創設前の申立期間③については、当該期間と連続した期間であり、当該期間と同様に任意加入期間（申立人の夫は、当該期間と同じ会社の厚生年金保険の被保険者）であることを踏まえると、未加入となっていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、申立人の所持する複数の年金手帳によると、昭和54年11月1日に資格喪失後、61年4月23日又は平成3年3月15日に資格取得するまで被保険者期間とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は任意加入の対象者であり、さかのぼって加入及び保険料の納付をすることはできない。

さらに、申立人は、申立期間③の保険料を2回に分けて納付したとしているところ、申立期間③の保険料を過年度納付した場合の納付額は10万5,760円となり、申立人が主張する納付額（2回の合計：30万円から40万円）と相違する。

加えて、申立人はまとめて納付した時期を具体的に記憶しておらず、申立人の母も申立人のために資金を捻出した時期は覚えていないとしている。

- 3 申立期間④については、申立人は国民年金保険料を毎月納付したとしているが、オンライン記録により申立期間④の直後の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、上記2のとおり国民年金保険料をまとめて納付した記憶が

あることから、申立期間④の国民年金保険料を過年度納付したとすれば、保険料額は9万8,400円となり、申立人が主張する申立期間③の2回目の納付額（約10万円）とおおむね一致する。

また、市の記録により、申立人は、その夫の厚生年金保険適用事業所の退職に伴い、平成3年3月に国民健康保険の加入手続を行っていることが確認できることから、これに併せて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、加入手続まで行って国民年金保険料を納付しないとはいえない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を毎月納付していたとしているところ、申立期間④の国民健康保険料については、年5回に分けて納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の主張が不自然とまではいえない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月から同年8月までの期間、同年10月及び平成3年3月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店作業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私はA社に昭和39年5月11日に入社し、平成13年1月31日に退職するまで、1日の空白もなく在籍していたが、B支店作業所の契約社員からB支店の正社員へ採用になった際に加入期間が1か月欠落しているため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した在籍証明書及びC国民健康保険組合の記録により、申立人が申立事業所に昭和39年5月11日から平成13年1月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立人と同様に転勤した同僚(昭和44年11月の被保険者記録無し。)が所持している給与明細書によると、昭和44年12月の給与(厚生年金保険料は、翌月控除とみられる。)において同年11月分の厚生年金保険料等が赤字記載され控除しないこととしていた形跡がうかがえるが、差引支給額では赤字記載の厚生年金保険料等が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該同僚と同様に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書の資格喪失日が同年 11 月 30 日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年2月12日まで

私は、昭和26年3月にA社に調整工として入社し、次の事業所に転職する前日の27年2月11日まで、継続して勤務していた。当時の同僚たちと写った記念写真等が残っているので、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、昭和26年3月27日に申立事業所に調整工として入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、申立期間の直後に就職した事業所の上社日(昭和27年2月12日)の前日まで勤務していたものと認められる。

また、申立人及び同僚の供述によれば、申立期間当時、申立事業所に勤務していた申立人と同じ職種の調整工は、申立人を含めて4人であったとしており、これら従業員の氏名等の記憶についても一致している上、これらの同僚に係る社会保険事務所(当時)の記録では、申立人以外の3人については、申立期間に係る厚生年金保険の記録が継続しており、それぞれの勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立事業所で給与計算や社会保険の手続等の事務を担当していた同僚は、申立期間中も引き続き給与から厚生年金保険料を控除していたはずであるとしていないことから、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和44年11月から47年7月まで

私は、20歳になった時、夫の姉（A町の同じ長屋に住んでいた。以下「義姉」という。）に勧められて国民年金に加入し、義姉と一緒に町内の組長に国民年金保険料を納付していたはずである。

昭和44年11月（20歳）から47年7月までの33か月について、未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和47年8月以降に払い出されたものと推認でき、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、申立期間は未加入と推認され、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、義姉と一緒に保険料を納付したとしているところ、戸籍の附票によると、申立人が義姉と同じ長屋に転居したのは、申立期間始期の昭和44年11月後の45年2月となっている上、義姉の国民年金手帳記号番号は、義姉の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、同年11月以降にA町で払い出され、44年4月1日にさかのぼって資格取得（強制加入）したものと推認されることから、申立期間のうち、同年11月から45年10月までの間については、義姉と一緒に組長に保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の記憶があいまいであり、義姉も申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付について具体的な記憶が無く、ほか

に申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月から61年3月まで
社会保険事務所(当時)で年金加入記録を確認したところ、昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料が未納になっていると言われ驚いた。いつも主人と二人分の保険料を一緒に納付していたので、長期間、主人だけが納付済みで私が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間のうち、昭和59年2月から60年3月までの保険料については、申立人の夫は、同年10月4日に一括して過年度納付しており、申立人の主張と相違している上、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については、61年2月15日に住民課に届出が行われ、59年2月10日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立人の夫が過年度納付した時点では、申立人は未加入であり、その夫と一緒に保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの保険料については、申立人の夫は、同年4月22日に一括して現年度納付しており、申立人の主張と相違している上、申立人に聴取しても、保険料は、毎月、銀行員に渡しており、一括して納付した記憶は無いとするとともに、申立人の夫も申立期間当時の保険料の納付について具体的な記憶が無いとしていることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を夫と同様に納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和61年2月15日に国民年金の資格取得手続きを行っており、申立期間の保険料を過年度納付することも可能であるが、申立人は、過年度納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から55年9月まで

市の年金窓口で妻が、「過去5年間分の国民年金保険料を払うことができる。」とアドバイスを受けたので、妻が手元にあったお金で、金額は不明だが、私が30歳（昭和55年8月から56年8月まで）のころ、私の保険料の過去5年間分と現年度分を一括して納付した。「ねんきん特別便」に、納付した保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳のころ、過去5年間分の国民年金保険料を一括して納付したと主張するが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和57年12月ごろと推定されることから、このころ初めて国民年金の加入手続をしたものと考えられる一方、この時期では、申立期間は特例納付によるほかは、時効により納付することができないところ、第3回の特例納付の実施期間は53年7月から55年6月までのため、当該手帳の記号番号払出時点においては、当該保険料の特例納付を行うことはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和57年12月に、現年度分及び55年10月以降の過年度分の保険料を納付した記録があり、その妻も同様の記録とされているなど、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日と推定される57年12月ごろにおいて、納付可能な55年10月以降分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、戸籍の附票及び住民票によれば、申立人は国民年金被保険者資格取得日である昭和48年4月から現在まで住所を変えていないなど、同一市町村から、申立人に別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 2 月 1 日まで

私は、当時、A社B支店（現在は、A社C支店が社会保険事務を承継）で、定期便の運行をしており、出社する度に運行先が違い大変だったことを覚えている。

昭和 43 年 5 月から勤務しており、試用期間があったとしても長すぎると思うので、申立期間の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する失業保険（雇用保険）被保険者管理簿及び社会保険関係整理台帳の写し並びに雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 10 月まで申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和 44 年 2 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が 5 人おり、このうち照会に回答のあった同僚（1 人）は、自身が記憶している入社日は被保険者資格取得日の 8 か月前の昭和 43 年 6 月 1 日としている。

また、申立人が記憶する同僚は、自身が記憶する入社日は昭和 40 年 8 月末としているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は 41 年 4 月 1 日となっている上、当該同僚は、「入社直後の被保険者記録が無い期間は見習期間だったのではないかと思う。」と供述しており、申立事業所は、入社後一定期間、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除については不明としており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。